

育児休業等期間中の社会保険料免除要件の見直しの概要

厚生年金保険部



育児・介護休業法改正

○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）」の一部改正では、以下の改正がされる。

- (1) 出生時育児休業の創設
- (2) 育児休業の分割取得・柔軟化

→育児休業等取得者申出契機の増加

(1) 出生時育児休業の創設

男性が休業の取得を通じて育児に関わる機会を増やすため、子の出生直後の時期の休業に関する新たな枠組みとして、特に配偶者が産後休業中の男性を念頭に、柔軟で取得しやすい育児のための休業制度（出生時育児休業）を創設する。

<出生時育児休業の概要>

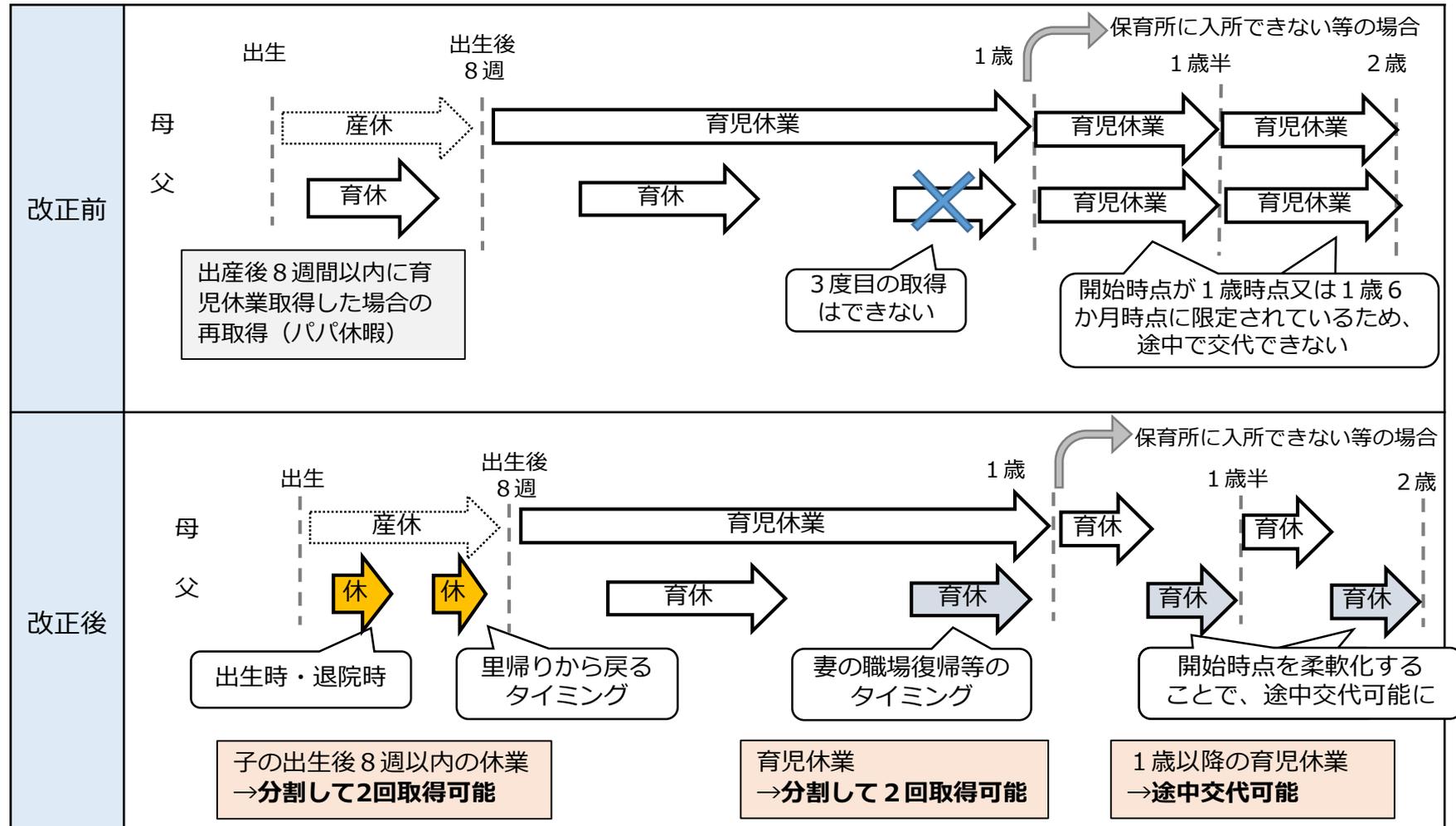
	出生時育児休業	参考：現行の育児休業
法律構成	労働者が申し出したら事業主が拒否できない権利	(現行制度も同様)
対象期間・日数	子の出生後8週間以内 / 4週間まで〔暦日〕 (※) <small>(※) 出生時育児休業の創設に伴い、子の出生後8週間以内に育児休業を終えた場合には再度育児休業の取得を可能とする制度（パパ休暇）は廃止。</small>	原則子が1歳になるまで / 日数制限なし
申出期限	2週間前	1か月前
取得回数	育児休業と別に2回	原則1回(※)（子の出生後8週間以内に取得した場合には2回まで） <small>(※) 今回の改正で「原則2回」に見直し</small>
休業中の就業	労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の合意により、あらかじめ予定した上で休業中に就業可	法律上特段の定めなし
対象労働者	男女双方	(現行制度も同様)
対象となる子	法律上の親子関係がある子	(現行制度も同様)
育児休業給付、社会保険料免除の取扱い	・育児休業給付 原則として休業開始時賃金の50%（休業開始後6月は67%） ・ 社会保険料免除 被保険者本人負担分及び事業主負担分が共に免除	(現行制度も同様)

育児・介護休業法改正

(2) 育児休業の分割取得・柔軟化

- 男女ともに希望に応じて柔軟に育児休業を取得できるよう、**子が1歳までの育児休業**について、現行では原則1回取得可能である育児休業について、時期・事由を問わず、**分割して複数回（2回まで）取得可能**とする。
- 夫婦交代で育児休業が取得できるよう、**子が1歳以降**の育児休業について、**各期間の途中から交代可能**とする。

<改正イメージ>



健保法等改正

令和3年6月11日に『全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）』が公布され、育児休業等期間中の保険料免除要件が次のとおり見直しとなりました。

【育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し】

- 短期の育児休業等の取得に対応して、同月内に14日以上の子育て休業等を取得した場合には当該月の保険料を免除します。
- 賞与に係る保険料については1月を超える子育て休業等を取得している場合に限り、免除の対象とすることとします。
- 連続する二以上の子育て休業等を取得する場合は、一つの子育て休業等とみなして保険料免除の規定を適用します。

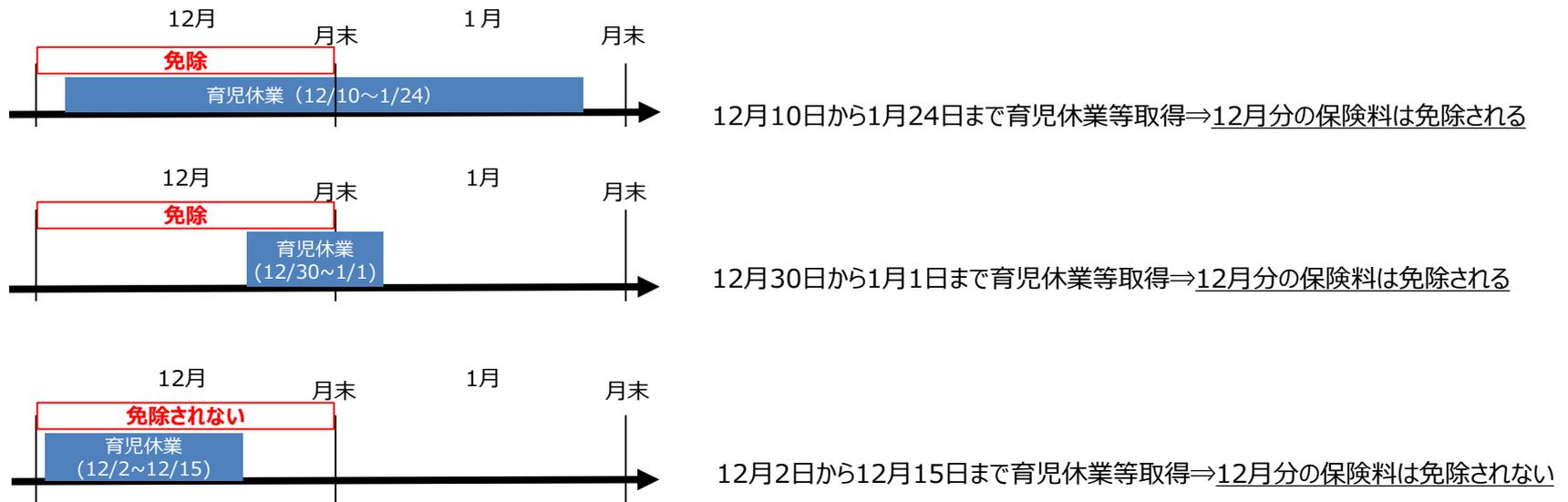
新たな免除要件は施行日（令和4年10月1日）以後に開始する子育て休業等について適用されます。

育児休業等期間中の保険料免除制度の取扱い

育児休業等期間中の保険料免除制度

- 育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業および育児休業に準ずる休業）期間について、被保険者から申し出があった場合に事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、被保険者負担分・事業主負担分ともに保険料が免除される制度です。
- 保険料を徴収しない期間は、「**育児休業等開始日の属する月から、終了日の翌日が属する月の前月まで**」とされています。

【現行の免除の取扱い】



現行では、月末時点で育児休業等を取得している場合に、当月の保険料が免除される制度になっています。

見直しの概要

1. 同月内に短期間の育児休業等を取得した場合の取扱い

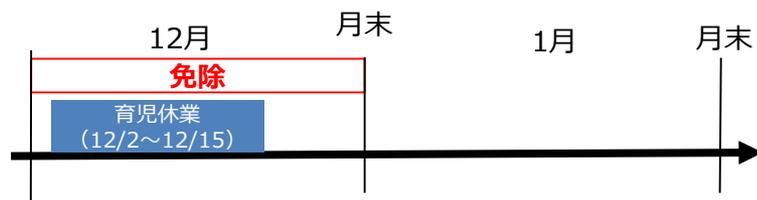
同月内に14日以上の育児休業等を取得した場合、当月の保険料を免除します。

【改正前】



月途中で短期間の育児休業等を取得した場合、12月分の保険料は免除されません。

【改正後】



月途中で短期間の育児休業等を取得した場合でも
期間が14日以上あれば12月分の保険料は免除されます。

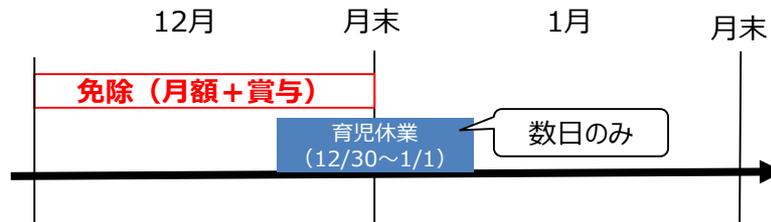
見直しの概要

2. 賞与月に育児休業等を取得している場合の取扱い

賞与に係る保険料については、育児休業等の期間が1か月超の場合に限り、免除の対象とします。

※暦日で判定

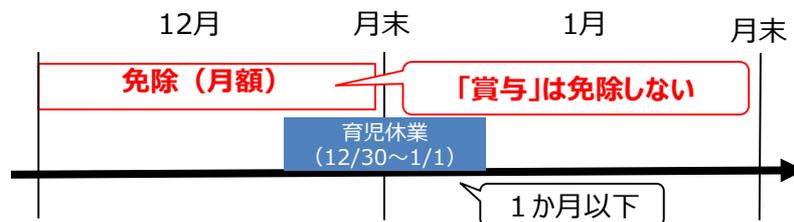
【改正前】



12月分の保険料は「月額」に加えて「賞与」に係る保険料も免除されます。



【改正後】

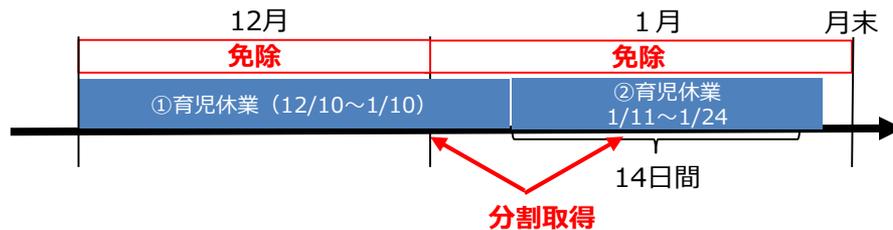


12月分の保険料は「月額」は免除される一方、「賞与」に係る保険料は免除されません。

見直しの概要

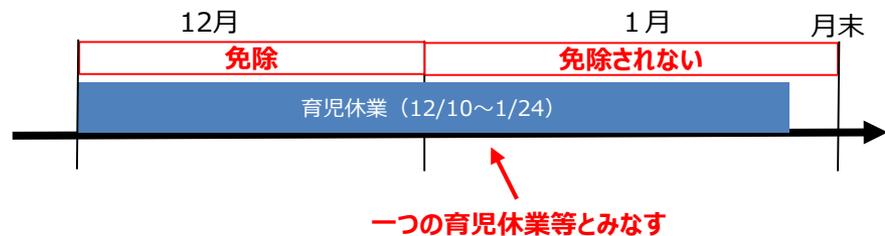
3. 連続する二つ以上の育児休業等を取得している場合の取扱い

連続した育児休業等を取得している場合には、二つの育児休業等を一つの育児休業等とみなして保険料免除の規定を適用します。



同月内に14日以上の子育て休業等を取得した場合、
当月の保険料を免除する。

連続する子育て休業等を二つに分割して取得した場合、
1月分の保険料は免除されるのか。



連続した二つの子育て休業等是一个の子育て休業等とみなすため、
1月分の保険料は免除されません。

まとめ

〈育児休業等期間中の保険料免除の取扱いの変更点〉

	改正前	改正後
短期間の育児休業等を取得した場合の取扱い	月末時点で育児休業等を取得している場合は短期間であっても免除される一方、月途中で取得して月末の前日に終了した場合は免除されない	従来の要件に加え、同月内に14日以上の子育て休業等を取得した場合にも保険料が免除される
賞与月に育児休業等を取得している場合の取扱い	月末時点で育児休業等を取得している場合は短期間であっても当月の賞与に係る保険料が免除される	育児休業等の期間が1か月超の場合に限り、賞与に係る保険料が免除される

〈育児休業等取得者申出書に係る手続き等の変更点〉

届書様式の変更

同月内に短期間の育児休業等を取得する場合の届出に対応するため、育児休業等取得日数を記入する項目の追加等、届書の様式を変更する予定。

提出期限

現在は育児休業等期間中に申出書を提出する必要があるが、短期間の育児休業等を取得する場合に対応するため、育児休業等期間終了後の提出も可能とするよう取扱いを変更する予定。

※手続き方法等の詳細については、決定次第、機構からのお知らせやホームページでお知らせいたします。